

経営力向上計画による固定資産税の軽減措置について (お知らせ)

平成28年9月
中小企業庁

本年7月1日より、「中小企業等経営強化法」が施行されました。

本法に基づき「経営力向上計画」を申請し認定を受けた事業者が、生産性を高めるための設備（機械及び装置）を取得した場合、翌年度から3年度分の固定資産税の軽減措置を受けることができます。

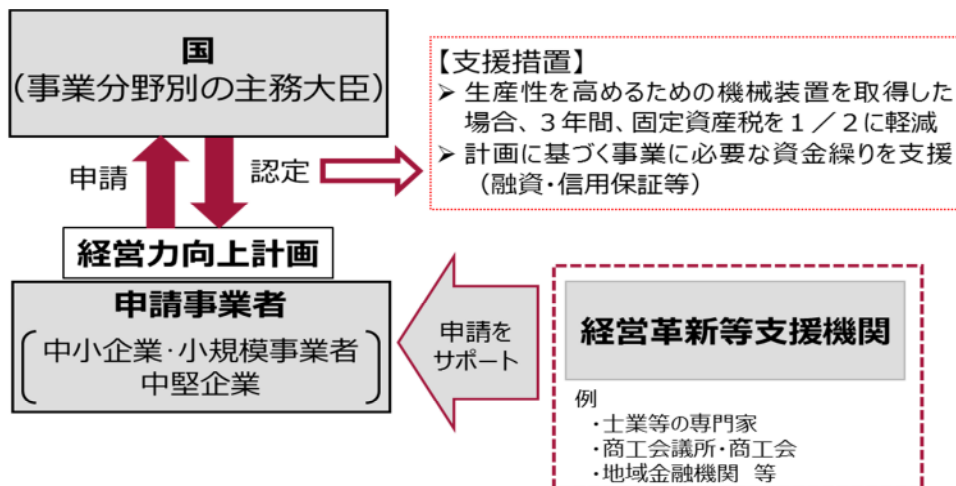
上記の軽減措置は、対象設備の条件が合致した場合、震災により被害を受けた設備の復旧に対するグループ補助金と併用が可能です。

具体的には、被災による設備入替や、新分野事業を活用した新設備導入の際にご利用いただくことが可能です。

利用を希望される場合には、下記内容に沿って、「経営力向上計画」の策定、申請をお願いいたします。

【経営力向上計画とは】

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。



【固定資産税の軽減措置の対象となる方】

資本金又は出資の総額が1億円以下の法人又は個人事業主（資本又は出資を有しない者の場合は、従業員数1000人以下）

【対象となる機械装置】

- (1) 販売開始から10年以内のもの
- (2) 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの
- (3) 160万円以上の機械及び装置であること

【必要な手続き（概要）】

- (1) 取得設備を決定し、設備メーカーを通じて工業会等による仕様等証明書を入手
- (2) 「経営力向上計画」申請書を作成し、事業分野毎の担当省庁に申請
- (3) 担当省庁による計画の認定
- (4) 納税時に、各自治体に認定計画書等を提出

【注意事項】（設備の取得前に必ずご確認ください）

※法の施行（平成28年7月1日）以降に取得したものでなければなりません。

※機械及び装置を取得した後に経営力向上計画を提出する場合は、取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。

※工業会等による仕様等証明書については、申請してから発行されるまで数日～2ヶ月程度かかります。工業会等にご確認ください。

※機械及び装置の取得後、年末までに認定が受けられない場合、減税の期間が2年となります。申請書の受理から認定までは通常30日（事業分野が複数の省庁にまたがる場合、45日）要します。十分余裕を持った申請をお願いします。

上記内容は概要ですので、申請に当たっての詳細や申請様式については、中小企業庁のホームページを必ずご確認ください。

「経営強化法」「経営力向上計画」

検索 

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

中小企業庁事業環境部企画課

03-3501-1957（平日 9:00-12:00、13:00-17:00）